

## 四條畷鳥獣保護区の指定について

### 1 概要

四條畷市東部地域には、生駒山地主稜線の西に多くの谷が形成されており、奈良朝時代にこれらの谷をせき止めて築造された4池を総称した室池は、野生鳥獣の生息地として重要な拠点となっている。

同地域での事前調査では111種の鳥類が確認され、希少な鳥として目安となる環境省レッドリスト記載種6種、大阪府レッドデータブック記載種38種が含まれており、地域の鳥類の生息環境としての重要性を裏付ける結果となった。

### 2 鳥獣保護区の指定

#### ① 根拠法令

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」第28条第1項

#### ② 時期

府が定めた第10次鳥獣保護事業計画（平成19年4月1日から平成24年3月31日までの5年間）に基づき、平成21年度に指定する。

関係先と調整も順調に進んでおり、平成21年3月予定の環境審議会野生生物部会へ指定について諮問し、答申を受けることによって指定が決定される。

（大阪府公報への告示により公表される）。

#### ③ 区域

四條畷市と大東市、奈良県との境界線の接点を起点とし、同点から四條畷市と大東市との境界線を北進し、大阪府砂防設備神社谷砂溜工（整理番号22-01）に至る。大阪府砂防設備神社谷砂溜工（整理番号22-01）から四條畷神社の敷地西端に沿って北進し、市道南野9号線との交点に至る。同点から市道南野9号線を北進し、市道南野2丁目17号線との交点に至る。同点から市道南野2丁目17号線を北進し、権現川との交点に至る。同点から権現川を東進し、御机橋との交点に至る。同点から御机橋を北進し、市道南野8号線との交点に至る。同点から市道南野8号線を西進し、市道南野清滝2号線との交点に至る。同点から市道南野清滝2号線を北進し、国道163号線との交点に至る。同点から国道163号線を東進し、清滝橋北詰先の市道清滝下田原線との交点に至る。同点から市道清滝下田原線を東進し、讃良川との最北の交点に至る。同点から讃良川を北進し、大阪府砂防設備讃良川砂溜工（整理番号18-04）に至る。大阪府砂防設備讃良川砂溜工（整理番号18-04）から北に直線で四條畷市と交野市との境界線の交点に至る。同点から四條畷市と交野市との境界線を東進し、奈良県と四條畷市との境界線との交点に至る。同点から奈良県と四條畷市との境界線を南進し、国道163号線との交点に至る。同点から国道163号線を西進し、市道田原中央線との交点に至る。同点から市道田原中央線を南進し、市道大谷地線との交点に至る。同点から市道大谷地線を西進し、府道中垣内南田原線との交点に至る。同点から府道中垣内南田原線を西進し、府道大阪生駒線との交点に至る。同点から府道大阪生駒線を東進し、奈良県と四條畷市との境界線との交点に至る。同点から奈良県と四條畷市との境界線を南進し、起点に至る線で囲まれた区域。

#### ④ 期間

平成21年11月1日から平成31年10月31日まで

#### ⑤ 面積

約1,100ha

### 3 制限内容

- ① 銃による狩猟はもとより、わなや網による野生鳥獣の捕獲ができない。
- ② 府が営巣及び給餌等の施設を設置する場合に、土地や木竹の所有者等は拒むことができない。（法第28条第11項）
- ③ 府は鳥獣保護区内に標識を設置する。（法28条9項で準用する法15条13項）

### 4 四條畷市東部地域で確認された野生鳥獣

獣類・・・ニホンリス、イタチ、イノシシ

鳥類・・・オオタカ、ハチクマ、オオルリ、オシドリ他